

## 委員からのご発言を踏まえた各府省の対応

内閣府

項 目	実態把握
番 号	1
委 員	五十嵐委員、渡辺委員
意 見	自殺統計の「その他無職」の項目について詳細なデータは得ることができないのか。
現時点における 対応状況	・自殺統計については、毎月、市区町村ごとの詳細なデータ（単純集計）をホームページ上で公表するとともに、都道府県を通じて情報提供を行っている。
今後の取組の方向性	・自殺統計上の「その他無職」について、統計上はこれ以上の詳細な分類を示すことは困難であるが、例えば年齢と動機別などクロス集計等を行うことで分析すること等により実態などが深掘できるよう今後も工夫してまいりたい。
実施不可又は実施予定なし	

委員からのご発言を踏まえた各府省の対応

厚生労働省

項 目	実態把握
番 号	2
委 員	伊藤委員
意 見	自殺と過重労働との関連の分析が必要ではないか。
現時点における 対応状況	・仕事により精神障害を発病して自殺した（未遂を含む。）として 労災認定されたものは63件であり、平成24年度（93件）から30 件（32%）減少した。
今後の取組の方 向性	・平成26年11月1日に施行された過労死等防止対策推進法では、 国は過労死等に関する調査研究等を実施することが規定されて いる。同法を踏まえ関連する調査研究を実施する予定である。
実施不可又は実 施予定なし	

委員からのご発言を踏まえた各府省の対応

厚生労働省

項目	心の健康づくりを進める
番号	3
委員	坂元委員、田中委員
意見	がん患者へのフォローやがん診療拠点病院における自殺対策の強化等が必要ではないか。
現時点における対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん患者に対しては、がん告知等の問題があり、心理面も含めたきめ細やかな対応が必要である。国が指定するがん診療連携拠点病院（平成26年9月1日時点で407施設）においては、緩和ケアチームに精神症状の緩和に携わる医師を配置し、精神心理的苦痛へのケアを行っている。また、がん診療連携拠点病院においては、院内外の主にごん医療に携わる医師を対象として、がん患者の心情に十分に配慮した病状の伝え方などの研修を実施している。</li> </ul>
今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、がん診療連携拠点病院を中心に、緩和ケアチームや研修を通じて、がん患者の精神心理的苦痛に対する心理的ケアに取り組んでいきたい。</li> </ul>
実施不可又は実施予定なし （理由を必ず記載してください。）	

委員からのご発言を踏まえた各府省の対応

内閣府・総務省・厚生労働省

項目	心の健康づくりを進める		
番号	4		
委員	高橋委員、田中委員		
意見	被災地における派遣職員や復興を支えている人に対して心のケアを行うことが重要ではないか。		
現時点における 対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府では、地域自殺対策緊急強化基金を通じ、被災地での取り組みを支援するとともに、ブロック会議において自治体や民間団体の情報共有やネットワークづくりを支援している。</li> <li>・総務省では、被災自治体におけるメンタルヘルス対策として、地方公務員災害補償基金と共に、派遣職員も含めた被災自治体の地方公務員に対し、プライバシーに配慮したストレスチェックや臨床心理士によるカウンセリング、専門家によるセミナーなど、メンタルヘルス対策事業を行っている。</li> </ul> <p>平成26年度は、137団体、延べ11万人を超える参加者を予定している。</p> <p>&lt;各年度実績等&gt;</p>		
		実施団体数	延べ参加人数
	平成23年度	21団体	1,094人
	平成24年度	102団体	29,862人
	平成25年度	121団体	86,052人
	平成26年度(予定)	137団体	116,702人
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省では、被災者の心のケア支援事業において、心のケアを担う拠点として、被災三県に心のケアセンターを設置し、市町村保健師に対する後方支援、専門家による同行訪問、支援者支援等を実施している。</li> </ul>		
今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス対策事業は、平成27年度も引き続き実施する予定であり、総務省としても、被災自治体と連携しながら、適切なメンタルヘルス対策に努めてまいり所存である。</li> <li>・被災者の心のケア支援事業を通じて、引き続き、ニーズに対応して、被災者への支援を続けてまいりたい。</li> </ul>		
実施不可又は実施予定なし			

項目	適切な精神科医療を受けられるようにする
番号	5
委員	渡辺委員
意見	不適切な処方、診療報酬ではなく個別指導、その他行政処分 対応すべきではないか。
現時点における 対応状況	<p>医師法及び歯科医師法において、医師又は歯科医師が、罰金以上の刑に処せられたとき、医事に関し犯罪又は不正の行為があったとき等は、厚生労働大臣は、医道審議会の意見を聴いた上で、免許取消し、業務停止等の行政処分を行うことができるとされている。「不適切な処方」についても、このような要件に該当すると認められる場合には、行政処分の対象となり得る。</p> <p>我が国の精神科医療では、諸外国に比して多種類の薬剤が大量に投与される傾向が指摘されており、自殺総合対策大綱でも「適切な薬物療法の普及や過量服薬対策を徹底する」とこととされている。平成26年度診療報酬改定において、医療の質を向上する観点から、向精神薬の多剤投与を行った際の減算規定を設けたが、専門医が患者の病状等によりやむを得ず行った場合には減算の対象から外すなど、個々の状況に配慮した規定としている。</p> <p>このほか、厚生労働科学研究によって、「睡眠薬の適正な使用と休薬のための診療ガイドライン」や、不眠に対する認知行動療法も含めた治療ガイドラインの作成、「統合失調症患者への抗精神病薬の適切な処方を推進する減量法ガイドライン」を作成することなどにより、適切な処方の推進を図っているところ。</p>
今後の取組の方向性	<p>今後も引き続き、行政処分の要件に該当する医師及び歯科医師に対しては、医道審議会の意見を聴いた上で、適切な行政処分を実施するよう努めていく。</p> <p>現在実施している平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る調査の結果も踏まえつつ、引き続き向精神薬の適切な処方を推進。平成26年の改正精神保健福祉法に基づき、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」が策定されたが、その第4の四精神医療の診療方法の標準化において、「向精神薬は依存症状を生じやすく、過量服薬が行われやすいことを踏まえ、適正な向精神薬の処方の在り方を確立する」、「認知行動療法等の薬物療法以外の治療法の普及を図る」と記載されている。</p>

	今後本指針に基づき、厚生労働科学研究等を通じ、薬物ガイドライン等の策定と関係団体等に周知や、認知行動療法の普及に努める等、向精神薬の適切な処方を推進する取組を行っていきたい
実施不可又は実施予定なし	

委員からのご発言を踏まえた各府省の対応

関係省庁

項目	社会的な取組で自殺を防ぐ
番号	6
委員	中山委員
意見	生きる支援のための保険創設について、官民挙げての検討をすべきではないか。
現時点における対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生きる支援のための保険創設に関しては、制度の骨格が不明であるので評価は難しいが、窮迫事情に追い込まれた場合に給付ということであればモラルハザードの問題が生じることが容易に想像され、保険制度としての成立は難しいのではないかと。</li> <li>・ 経済的な問題で自殺に追い込まれる人への対応として、例えば大綱においては、「社会的な取組で自殺を防ぐ」で、「多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実」「経営者に対する相談事業の実施等」等の取組をすすめているところ。</li> </ul>
今後の取組の方向性	
実施不可又は実施予定なし	

委員からのご発言を踏まえた各府省の対応

内閣府・厚生労働省

項 目	遺された人への支援																				
番 号	7																				
委 員	田中委員																				
意 見	自殺総合対策大綱に「自助グループ等を支援」とあることを踏まえ、自死遺族の自助グループ等への支援と連携を進めるべきではないか。																				
現時点における対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金を通じて、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施。</li> <li>・自殺対策官民連携協働ブロック会議において、自死遺族の分かち合い等について報告していただくとともに、グループワーク等を通じ支援や連携について意見交換を行った。</li> <li>・厚生労働省では、平成21年度から全国的または、先駆的な自殺の防止等に関する民間が行う事業について公募を行い、外部評価委員による選定を行い、採択された事業について、財政支援を行っているところである。自助グループ等の民間団体におかれても、採択された場合には、活動に対する財政支援を行っているところである。</li> </ul> <p>【参考】補助団体数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助団体数</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>								H21	H22	H23	H24	H25	H26	補助団体数	13	12	17	15	17	23
	H21	H22	H23	H24	H25	H26															
補助団体数	13	12	17	15	17	23															
今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、運営等の支援を行うとともに、事例集やブロック会議を通じ、連携等について検討してまいりたい。</li> <li>・引き続き、自助グループ等の民間団体の活動に対する財政支援をしてまいりたい。</li> </ul>																				
実施不可又は実施予定なし																					

委員からのご発言を踏まえた各府省の対応

内閣府・関係省庁

項 目	遺された人への支援
番 号	8
委 員	杉本委員
意 見	心理的瑕疵に関する取り組みを進めるべきではないか。
現時点における 対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の置かれた状況や支援についての理解促進に努めており、遺族が不利益を被ることがないように損害賠償の現状把握とその周知を図ることが肝要であることから、判例等の内容について整理を検討。</li> <li>・「心理的瑕疵」についての損害賠償の請求を民法上一律に否定する等の立法措置を講ずることは、困難であると思料。</li> </ul>
今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる「心理的瑕疵物件」をめぐる空室損害に関し、過去の裁判例を収集し、裁判等に示されている法的な考え方や損害賠償等の現状を整理するための調査を実施中。調査結果については、自死遺族等のための情報提供を行うための判例集として取りまとめ公表する予定。</li> <li>・引き続き、遺族の置かれた状況等について理解促進に努める。</li> </ul>
実施不可又は実施予定なし	

委員からのご発言を踏まえた各府省の対応

内閣府・厚生労働省

項 目	遺された人への支援
番 号	9
委 員	杉本委員
意 見	遺族支援は実態や効果を図ることは難しいが、基本法1条にもあるとおり長く続けていかなければならない課題ではないか。
現時点における 対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金等を通じて遺族支援の取組を推進。</li> <li>・また、精神保健福祉センターや保健所等で、遺族も含め精神的ケアや相談を実施しているところ。</li> </ul>
今後の取組の方 向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、基金等を通じて遺族支援の取組を支援してまいりたい。</li> <li>・遺族支援については、引き続き精神保健福祉センターや保健所等において、適切に必要な相談支援を行っていただくよう、周知を図っていきたい。</li> </ul>
実施不可又は実 施予定なし	

委員からのご発言を踏まえた各府省の対応

内閣府

項 目	推進体制
番 号	10
委 員	中山委員
意 見	都道府県の枠を超えた連携事業について弾力的な運用が必要ではないか。
現時点における 対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的な事業については、都道府県連携事業分として定額を交付している。また、連携による広域的な相談事業の取組について、事例集等で紹介している。</li> <li>・ 交流という視点では、ブロック会議の中で、地域や官民のバランスに配慮したグループによるグループワークを行い、様々意見交換や情報共有を行っている。</li> </ul>
今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も、先進的な取組について、事例集や各種会議等で紹介するとともに、ブロック会議等での交流の機会を確保してまいりたい。</li> </ul>
実施不可又は実施予定なし	

委員からのご発言を踏まえた各府省の対応

内閣府

項 目	推進体制
番 号	1 1
委 員	高橋委員、本橋委員
意 見	<p>自殺の状況に関する分析について、多面的なアプローチが必要ではないか。</p> <p>自殺対策(例えば基金)の効果について分析をすすめていくことが重要ではないか。</p>
現時点における 対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の調査や分析手法について、ご指摘の視点も持ちながら検討してまいりたい。</li> <li>・ 委員の先生方にも、情報共有をいただきながら進めてまいりたい。</li> </ul>
今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の調査や分析の検討に当たり参考とさせていただきたい。</li> </ul>
実施不可又は実施予定なし	